

2017年度 「大学コンソーシアム京都 指定調査課題」 事業
研究者（研究グループ）募集要項

公益財団法人大学コンソーシアム京都（以下、財団という）は、中期計画「第4ステージプラン（2014～2018年度）」において、事業の改善・見直しや新規開発・高度化等に資することを目的に、指定調査課題を設定し、専門分野の研究者による調査研究を行っています。

2017年度の指定調査課題は、「大学のまち京都・学生のまち京都」の魅力発信における財団の果たすべき役割を調査研究方針として、下記の2つのテーマを設定し、取り組む研究者（研究グループ）を募集します。

記

1 指定調査課題

テーマ1

「学生の交流、特に学問的交流における効果の調査研究と財団事業への活用について（評価および提言）」

財団は「政策研究交流大会」をはじめ、大学・学部の枠を越えた学生たちの学問的交流の場を提供する事業を実施している。これは「大学のまち京都・学生のまち京都」に存する財団だからこそその取組であり、大学のまち京都の魅力の一つである。

そこで、この魅力のさらなる向上と発信を目指し、これら事業の参加学生が大学・学部の枠を越えた学問的交流を通じて、どのような気づきと成長・学びを得ているかを調査研究し、今後、より多くの学生が参加し、気づきや成長・学びを得る事業とするための提言をいただきたい。

テーマ2

「大学のまち京都・学生のまち京都」の大学選択における影響力と財団の果たすべき役割（評価および提言）」

京都は数多くの大学・短期大学が集積し、人口の約1割に相当する学生が学ぶ「大学のまち・学生のまち」である。大学受験生・京都の大学に通う学生が大学選択において、大学が京都に立地していることをどの程度選択理由としているのか、京都の大学の魅力をどのように感じているのかを調査研究する（たとえば、他都市との比較検討も考えられる）。あわせて、その大学選択に財団の存在、あるいは事業が影響しているかも述べるのが望ましい。そのうえで、財団や加盟校、行政がどのように「大学のまち・学生のまち」を受験生獲得や広報、事業開発等に活用するべきか提言をいただきたい。

※いずれかのテーマを選択し、ご応募ください。

2 応募資格

次の要件を満たしているものとします。

- ・ 個人又はグループによる調査・研究とします。
- ・ 研究者（グループの場合は、研究代表者）が財団に加盟する大学・短期大学に所属する専任教員であることとします。
- ・ 研究者あるいはグループのメンバーは指定調査課題の内容について、高い専門性を有することとします。
- ・ 採択後、研究者（グループの場合は、研究代表者）の所属大学・短期大学と財団間で受託研究契約を締結のうえ、調査研究費の管理は所属大学の担当部署が行うこととします。申請にあたっては、あらかじめ所属大学の担当部署との調整をお願いします。

3 調査研究期間

調査研究期間は、原則として受託研究契約書を交わした日から 2018 年 3 月 31 日までとします。

4 受託研究契約について

正式採択後、指定調査課題を担当する研究者（グループの場合、研究代表者）の所属する大学と財団間で受託研究契約を締結し、調査研究費の管理は、大学担当部署に行っていただきます。

5 調査研究費の概要

（1）調査研究費の金額

1 件あたりの調査研究費は、150 万円を上限とします（委託経理費用を含む）。ただし、選考の結果、申請額から減額する場合があります。

（2）調査研究費の用途

充当可能な経費区分及び用途例は次のとおりです。

【経費区分：（ ）は用途例】

- ・ 旅費交通費（出張に伴う交通費、宿泊費など）
- ・ 通信運搬費（電話代、郵送料、宅配便など）
- ・ 諸謝金（研究者自身や共同研究者への謝金を除く）
- ・ 会議費（会場利用料など）
- ・ 印刷製本費（アンケート用紙の印刷、チラシ作成費など）
- ・ 資料費（資料のコピー代、文献購入など）
- ・ 機材購入費（調査研究を遂行するために必要且つ汎用性の低いもの）
- ・ 消耗品費（使用期間が 1 年未満か取得価額が 10 万円未満のもの。文房具など）
- ・ 委託費（データ入力作業など）
- ・ その他（保険料など）

<ご注意ください>

以下は調査研究費の用途として認められません。

- ・ 飲食費
- ・ 研究者自身や共同研究者への謝金、手当
- ・ パソコン、カメラ等汎用性のあり、長期間使用する機器や部品などの購入。
※なお、機材購入費は、調査研究費総額の 3 分の 1 を超えることはできません。

(3) 調査研究費の支払時期

受託研究契約書を交わした日から 30 日以内に研究者（グループの場合は、研究代表者）の所属する大学が指定する銀行口座に一括で振り込みます。

(4) 調査研究終了時に生じた残金は、返納していただきます。

6 応募手続

(1) 調査研究申請書の入手方法と記載方法

財団ホームページよりダウンロードしてください。

なお、調査研究申請書（以下、申請書という）「3 調査研究計画（2）調査研究内容・手法」については、所定の申請書（4 ページ厳守）に加えて、図や写真を用いた別添資料（任意の様式。A4 サイズ 2 ページまで）を付けることができます。

(2) 応募方法

必要事項を記入した所定の申請書（Word 版）と、それを PDF 版に変換した申請書の合計 2 種類のファイルを、電子メールに添付して送付してください（捺印不要）。3 日以内に受領確認メールを送りますので、返信がない場合は以下までご連絡ください。

なお、郵送及び持参による提出は不可とします。

<申請書提出先>

公益財団法人 大学コンソーシアム京都 指定調査課題担当 藤井

電子メールアドレス：shitei_kadai-ml@consortium.or.jp

(3) 応募期間（メールのみ）

2016 年 11 月 16 日（水）～2017 年 1 月 31 日（火）【必着】

7 選考方法

財団の選考委員会にて書類選考（一次審査）を行い、書類選考の通過者に対し、2017 年 2 月 14 日にプレゼンテーション審査（二次審査、於：キャンパスプラザ京都）を行います（18 時 30 分開始予定）。

なお、プレゼンテーションは、原則、研究者（グループの場合は、研究代表者）に行っていただきます（万が一、研究者又は代表者が出席できない場合は、ご相談ください）。

8 選考の基準

以下の 5 つの評価要素を基に選考します。

- (1) 指定調査課題の募集内容との合致性
- (2) 計画の精緻度
- (3) 調査研究の独創性
- (4) 調査研究遂行能力及び研究環境の適切性
- (5) 財団への貢献度

9 選考結果の通知

(1) 書類審査

2017年2月上旬にメールにて通知します。

(2) プレゼンテーション審査

2017年3月中旬を目途に、郵送にて通知します。

10 成果の取扱い

研究の成果は、研究者等に帰属します。ただし、研究事業の結果又はその過程の全部もしくは一部について、発表を行う場合は、財団指定調査課題による調査研究費による成果である旨を明らかにしてください。

また、研究者はその成果を財団発行の調査研究成果報告書等財団が成果を取りまとめる出版物等で公表すること、財団とその加盟校が事業に使用することを無償で許諾するものとします。

11 その他

- ・本事業は2017年度予算による事業につき、財団理事会において本事業に係る予算が成立後、正式採択となります。
- ・1人の研究者（代表者、共同研究者とも）が申請できる研究テーマは1件のみとします。
- ・一度提出された申請書の差し替えはできません。また提出された申請書は返却いたしません。審査後は責任をもって廃棄いたします。
- ・申請内容に虚偽の記載がある場合は採択を取り消すことがあります。
- ・調査研究が中止あるいは活動不能の時は、調査研究費の一部または全額の返却を求められます。
- ・「中間報告会」（2017年10月～11月を予定）、「成果報告会」（2018年3月を予定）での発表や交流会に参加していただきます。
- ・調査研究期間終了後は、財団が指定する期間内に所定の書式により調査研究成果報告書と会計報告書を提出していただきます。

12 主なスケジュール（予定）

2016年11月16日（水） ～2017年1月31日（火）	研究者の募集
2017年2月初旬	書類審査
2月上旬	書類審査結果連絡
2月14日	プレゼンテーション審査（於：キャンパスプラザ京都）
3月中旬	採択連絡（予算承認までは仮決定）
4月以降	調査研究開始（受託研究契約締結後）
10月または11月	中間報告会（於：キャンパスプラザ京都）
2018年3月中旬	成果報告会・交流会（於：キャンパスプラザ京都）
2018年3月末	調査研究成果報告書提出

13 お問い合わせ先（9時～17時。ただし、日曜日・月曜日を除く）

公益財団法人 大学コンソーシアム京都 指定調査課題 担当：藤井

T E L : 075-353-9130

F A X : 075-353-9101

E - M A I L : shitei_kadai-ml@consortium.or.jp

以上